

狭山市空家等除却補助金交付制度 申請に必要な添付書類等に関する注意事項

申請に際して添付書類等に関する問合せが多いことから、取得方法などの一例を表に記載しました。不明点は市街地整備課までお問合せください。

No	添付書類等	取得方法など	備考
1	位置図	住宅地図をコピーしたものや、インターネット上の地図Webサイト等を印刷したものなど	
2	補助対象工事に要する費用の見積書	工事を依頼する事業者（要綱第5条第2号に掲げるものに限る）が発行したもの	※見積書の宛名は申請者名とすること
3	現況写真	A4用紙に画像を印刷したものやL版写真など	
4	補助対象工事の工程表	工事を依頼する事業者（要綱第5条第2号に掲げるものに限る）が発行したもの	※申請後、市が発行する交付決定通知書の発行日（申請後一週間程度が目安）以降に着工する工程表とすること
5	【空家等の所有者の相続人が申請する場合】 所有者の戸籍謄本又は除籍謄本等の申請者が当該空家等の相続人であることを確認できる書類	狭山市役所 1 階市民課	
6	【代理人が手続をする場合】 所有者又は相続人の委任状	書式自由	※委任状には押印すること（印鑑登録証明書の添付は不要）
7	登記事項証明書又は家屋物件所在証明書	登記事項証明書：さいたま地方法務局所沢支局ほか各法務局 家屋物件所在証明書：狭山市役所 1 階資産税課	※基本的に登記事項証明書（家屋）を添付すること ※未登記物件に限り家屋物件所在証明書でも可とする
8	市税の滞納がない旨の証明書	狭山市役所 1 階市民課	※滞納が無いことの証明書を発行してほしい、と伝えたとスムーズです
9	【申請者のほかに所有者等がいる場合】 他の所有者等全員から得た同意書又は宣誓書	同意書：様式第2号 宣誓書：様式第3号	※同意書（様式第2号）を添付の場合は押印した実印の印鑑登録証明書も添付すること
10	空家等が1年以上使用されていないことが確認できる書類	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 電気・ガス：契約事業者に問合せのこと 水道：狭山市上下水道お客様サービスセンター	※電気、水道又はガスを使用中止していない場合は市街地整備課に相談すること

狭山市 都市建設部 市街地整備課
令和7年5月作成